

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和4年8月2日
新 富 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する事業計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との重複の有無		
		○		新富町（日置）	無	令和2年度～令和6年度	山の児